

平成15年9月22日

提出者

足立区長 鈴木恒年

#### 足立区助役定数条例を廃止する条例

足立区助役定数条例（昭和50年足立区条例第37号）は、廃止する。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

助役の定数を1人にする必要があるので、この条例案を提出いたします。

#### 第72号議案

##### 桜木橋架替工事請負契約

上記の議案を提出する。

平成15年9月22日

提出者

足立区長 鈴木恒年

##### 桜木橋架替工事請負契約

桜木橋架替工事実施のため、下記の請負契約を締結する。

#### 記

1 契約の目的 桜木橋架替工事

2 契約の方法 隨意契約

3 契約金額 254,100,000円

4 契約の相手方 東京都新宿西新宿三丁目7番1号

東亜建設工業株式会社東京支店  
取締役執行役員常務支店長  
今野健太郎

5 工期 契約締結の翌日から平成17年  
3月29日まで

#### （提案理由）

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取

得または処分に関する条例（昭和39年足立区条例第1号）第2条の規定に基づき、この案を提出いたします。

なお、本件は、表記工事を行うものであるが、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定により随意契約いたすものであります。

#### 第73号議案

##### コンピューテッドラジオグラフィー

システムの購入について

上記の議案を提出する。

平成15年9月22日

提出者

足立区長 鈴木恒年

##### コンピューテッドラジオグラフィー

システムの購入について

下記のとおり物品を買入れる。

#### 記

1 契約の内容 胸部エックス線撮影後の処理形態をデジタル画像による読影へと切り替えるため、必要な装置及びそれらを管理するシステムを購入し、保健総合センター等へ配置する。

2 契約の方法 隨意契約

3 契約金額 76,965,000円

4 契約の相手方 東京都中央区銀座七丁目13番8号

富士フィルムメディカル株式会社 東京営業所

所長 小阪昌志

5 納期限 平成15年12月31日

#### （提案理由）

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年足立区条例第1号）第3条の規定に基づき、この案を提出いた

します。

なお、本件は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により随意契約いたすものであります。

#### 第74号議案

##### 足立区立区民保養所条例の

##### 一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成15年9月22日

提出者

足立区長 鈴木恒年

##### 足立区立区民保養所条例の

##### 一部を改正する条例

足立区立区民保養所条例（昭和49年足立区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中足立区立伊豆高原区民保養所の項を削る。

#### 第6条第1項の表中

|           |        |
|-----------|--------|
| 宿泊室（定員3名） | 3,300円 |
| 宿泊室（定員2名） | 2,200円 |

」を

|           |        |
|-----------|--------|
| 宿泊室（定員2名） | 2,200円 |
|-----------|--------|

」に、

「子供」を「子ども」に改める。

第7条第1号を次のように改める。

- (1) 感染症に罹患し、他の使用者に感染させるおそれのあるとき。

#### 付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、第6条第1項の表の改正規定（「子供」を「子ども」に改める部分に限る。）及び第7条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

伊豆高原区民保養所を廃止するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。

#### 第75号議案

##### 足立区廃棄物の処理及び再利用に

##### 関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成15年9月22日

提出者

足立区長 鈴木恒年

##### 足立区廃棄物の処理及び再利用に

##### 関する条例の一部を改正する条例

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年足立区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「再生資源の利用の促進に関する法律」を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に、「第2条第1項」を「第2条第4項」に改める。

第25条中「収集運搬し、及び」を「収集し、及びこれを運搬する等、」に改める。

第35条の次に次の2条を加える。

##### （特定家庭用機器廃棄物の排出方法）

第35条の2 占有者は、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物を排出しようとするときは、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等（特定家庭用機器再商品化法第2条第3項に規定する再商品化等をいう。）をする者に、適切に引き渡さなければならない。

##### （パーソナルコンピュータの排出方法）

第35条の3 占有者は、パーソナルコンピュータ（その表示装置であつてブラウン管式又は液晶式のものを含む。）を廃棄のため排出しようとする